

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年6月19日

東京都作業部会確認年月日 令和元年6月20日

事業名 競技用備品の調達

案件名 バスケットボール・車いすバスケットボール競技における床材の調達

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		当該備品は、バスケットボール及び車いすバスケットボールの実施に当たって必要な備品であり、パラリンピックでも使用される。このため、パラリンピックの競技・選手に深く関わる事業であり、パラリンピック該当分に関しては、都が経費の 1/4 相当額を負担する理由がある。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		当該備品は、組織委員会が I F、取扱業者等と調整を図りながら、大会に必要な水準を確認した上で調達する。また、保管場所となる組織委員会手配の倉庫の調整も組織委員会が行っている。このため、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から	必要性	当該備品は、競技面の表層材であり、バスケットボール及び車いすバスケットボールを実施するために必要な備品である。	
	効率性	当該備品は、練習会場について、オリ、パラと通じて同一の床材を残置して使用することや、sole supplier 契約で提供を受けたバスケットボール用の床材を車いすバスケットボール用に流用することで、費用を抑制している。	

<p>妥当なものであること</p>	<p>納 得 性</p>	<p>バスケットボールの FOP、ウォームアップコート の床材は、sole supplier 契約で提供を受ける。 別途調達するテストイベント、練習会場、車いす バスケットボールの一部コートについても、競技運 営上、選手の調整状況やパフォーマンスに影響が ないよう、sole supplier 契約で提供受ける FOP と同一の床材とする必要がある。そのため、当該サ プライヤーと特別契約を締結する。 また、当サプライヤーとのレンタル契約（国内代理 店からは購入しかできない）により、費用の抑制が 可能となる。</p>	
<p>その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること</p>	<p>当該備品は、パラリンピックでも使用され、経 費の中身も部材と設置経費のみであり、公費負担 の対象として適切といえる。 なお、現時点では大会経費の都の枠内であることを 確認できないため、経費は組織委員会負担とする。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。